

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

山梨厚生年金 事案 242

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月10日から44年6月7日まで
私は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険料を給与から引かれていたため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の新規適用となったのは昭和44年6月7日であり、申立人の厚生年金保険資格取得日も同日であることが確認できる上、同社に保管されている申立人の「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」に記載されている資格取得年月日とも一致している。

また、現事業主は「新規適用前に保険料を控除したとする事情は無い。」と証言しており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月24日から同年6月2日まで

私は、A社B支店に昭和22年3月24日から勤務していた。オンライン記録では同年6月2日が資格取得日となっており、申立期間の加入記録が確認できない。在籍証明書も有り、申立期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「在籍証明書」では、昭和22年3月24日採用、63年1月31日退職となっており、申立人が申立期間についてA社B支店に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、会社が提出した人事記録及び同期入社と同僚が所持する職員手帳には、昭和22年3月24日A社B支店職員養成所入所、同年6月2日A社入社と記載されている上、申立人と同時に入社したと認められる複数の者は、申立人の資格取得年月日（昭和22年6月2日）と同一日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。このことから、事業主は、同年6月2日のA社入社日をもって厚生年金保険の資格取得の手続を行ったものと考えられる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の保険料控除に係る具体的な記憶も無い。

さらに、事業主は、申立人の給与からの厚生年金保険料控除について、当時の資料が残存していないことから不明としており、このほか、申立人の申立期間における保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。